

伊予市補助金等交付規則 新旧対照表

新	旧	備 考
<p>伊予市補助金等交付規則</p> <p>(取得財産__の処分)</p> <p>第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産_____のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する_____場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 不動産及びその従物</p> <p>(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて指定するもの</p>	<p>伊予市補助金__交付規則</p> <p>(取得財産等の処分)</p> <p>第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(次項において「取得財産等」という。)のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する(次項において「処分」と総称する。)場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 不動産及びその従物</p> <p>(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて指定するもの</p> <p>2 市長は、補助事業者が前項本文の承認を受け取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。</p>	<p>「等」を入れる。</p> <p>見出しに「等」は付けない。</p> <p>次項削除により削除</p> <p>次項削除により削除</p> <p>第2項は削除する。</p>